

PRTR 制度見直し作業始まる



環境・経済産業・厚生労働の3省は、PRTR(化学物質排出移動量届出)制度対象物質の見直し作業に着手しました。平成19年10月29日に3省審議会の調査会などによる第1回合同会合が開かれ、物質選定の基本的な考え方などについて検討を行いました。また、現行の対象物質のうち製造・輸入がゼロなどとなっているメキサレンなど5物質を削除の方向で検討するとしています。さらに、84物質について削除の可能性を検討することを明らかにしました。一方、追加候補として現行制度の対象外である約2500物質について、暴露情報及び有害性情報を併せて絞り込みを進めていく予定です。

化学物質排出把握管理促進法(化管法)は、有害性が判明している化学物質について、PRTR並びに化学物質の性状及び取り扱いに関する情報の提供に関する措置(MSDS)を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

当社は化学分析専門会社として35年の経験と実績があり、種々の化学物質の分析を行っております。化学物質の移動量・排出量の把握に際しましては当社にご相談下さい。

資料 2007年10月29日付 環境省中央環境審議会情報
2007年10月30日付 化学工業日報

クロマト分析箇所 会田祐司